介護保険被保険者証の誤送付による個人情報の漏えいについて

このたび、当町福祉課職員が、介護保険被保険者証を誤送付したことにより、 1名分の個人情報を漏えいする事案を発生させてしまいました。

このような事態を招いたことを深く反省し、今後は、職員の個人情報の適切な 取扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和5年4月26日

串 本 町

1 事案の経緯

令和5年4月3日、福祉課職員が介護保険被保険者証の記載事項変更に伴う変更後の被保険者証を簡易書留にて送付。

同月7日、被保険者A氏のご家族より、B氏の被保険者証が届いた旨の電話連絡を受け、A氏の被保険者証を封入した郵便物の所在を確認。

串本郵便局に留まっていた簡易書留を回収し、A氏とB氏の被保険者証を取り違えて封入したことを確認。

2 調査方法及び状況

同月3日、両名のご家族に経緯を説明し謝罪。

同月17日、B氏の被保険者証を回収。B氏ご家族に回収したことを報告。

3 漏えいした情報の内容

介護保険被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、要介護度、要介護認定 日、要介護認定の有効期間、居宅サービス等の1月あたりの区分支給限度基準額、 居宅介護支援事業者の名称

4 漏えいによる二次被害状況

令和5年4月24日現在で二次被害は確認されていません。

5 事故の原因

封入時のチェック体制が不十分であったこと。

6 再発防止策

郵便物封入作業は複数人で実施することとした。 セキュリティに関する研修を実施し、個人情報の適切な取扱いを徹底します。

7 問合せ窓口

串本町福祉課 0735-62-0562